

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

奥州市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「奥州市次世代育成支援及び女性活躍推進特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおりまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、奥州市における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 各役職段階に占める女性職員の割合

単位：％

年度	目標 (R7)	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
職階									
部長級	20.0	14.3	9.1	4.8	4.8	4.8	5.0	9.1	8.7
課長級	25.0	13.1	14.1	13.6	12.2	18.9	20.3	22.2	25.7
課長補佐級	40.0	37.3	36.9	38.2	38.9	40.6	38.8	38.0	37.1
係長級	35.0	31.1	34.1	37.3	39.0	36.6	39.2	37.2	39.7
一般職員	—	60.7	61.0	59.6	59.6	58.7	59.0	60.1	59.4

※一般職員には、上席主任主任級、主任級、主事級、技能労務職を含む。

(2) 職員に占める女性職員の割合

単位：％

年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
全体	49.0	49.6	49.1	49.5	49.4	49.8	50.2	49.8

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

年次休暇の取得状況（1月1日～12月31日）

平均取得日数

目標：12日以上（付与日数の6割以上）

単位：日

職	年度	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
一般職		9.7	11.0	11.0	10.2	10.0	9.9	11.0	12.3
医療職		7.4	8.0	7.0	8.9	9.0	8.8	8.7	10.2
教育・保育職		10.3	11.0	11.0	10.8	9.8	9.3	8.6	12.1
全体		9.3	10.0	10.0	10.0	9.8	9.6	10.3	11.9

《実施状況》

1 妊娠・出産・育児と仕事の両立支援

女性職員のみならず男性職員に対し、男性の育児休業（配偶者出産補助休暇及び育児参加休暇含む）の取得を促進するため、男性職員を対象とした子育て支援ハンドブックを作成し、各種休暇制度等について全庁へ周知を行い、併せて人事担当課から個別に対象職員に対し情報提供を実施しました。

2 超過勤務の縮減

ノー残業デー（毎週水・金曜日）を設定し、定時退庁しやすい雰囲気を醸成しました。

また、管理職が部下の業務の量や超過勤務の必要性を正しく把握するよう、事前の時間外勤務命令の実施を徹底しました。

3 各種休暇の取得促進

年間5日以上の子次休暇取得を促進するため全職員に対し周知を徹底しました。

また、ゴールデンウィーク期間や夏季等における連続休暇の取得を促すことで、職員及びその家族の記念日や子どもの学校行事等、家族とのふれあいのための休暇利用を全庁的に推奨しました。